第54期(令和6年度)熊本地方最低賃金審議会 熊本県特定(産業別)最低賃金

第3回 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 専門部会議事要旨

- 1 日 時 令和6年10月10日(木) 14時00分~16時00分
- 2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 大会議室
- 3 出席者

(公益代表委員) 泉委員、本田委員、森口委員

(労働者代表委員) 小材委員、西川委員、峯委員

(使用者代表委員) 原山委員、山下委員、笠委員

【事務局】吉田賃金室長、佐藤賃金指導官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- (1)金額提示(金額審議を含む)
- (2) その他

5 議事要旨

(1) 金額審議(金額審議を含む)

使用者側より第3回目の金額提示が行われた。

【使用者代表委員の金額の根拠】

今年の熊本県最低賃金の引上げ額と同じ額。

【提示した金額の乖離額】

3円

56 円。

公使公労協議が行なわれた後、公労使協議が行われ、その後第4回目の金額提示が行われた。

【労働者代表委員の金額の根拠】

考え方は今までと変わらないが、歩み寄りというところでプラス 56 円。 【使用者代表委員の金額の根拠】

今年の熊本県最低賃金の引上げ率と同じ率を適用して、切捨てになるが

(2) その他

全会一致で結審したことから、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、部会 長から労働局長に対する答申文が作成された。